別表３

特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
①　国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が次に掲げる事業の用に供するためこれらの者（地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体（※１）を含む。）に買い取られる場合（※２） ㈠　土地区画整理法による土地区画整理事業として行う公共施設の整備改善又は宅地の造成に関する事業 ㈡　大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業、都市再開発法による第一種市街地再開発事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業として行う公共施設の整備改善、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業	㈠　左欄の事業のために土地等を買い取ったことを証する書類（当該事業の施行者に代わり、国、地方公共団体（地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体を含む。）、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社で当該事業の施行者でないものが買取りをする場合には、当該証する書類で当該買取りをする者の名称及び所在地の記載があるもの）及び ㈡　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類 Ａ　左の㈠の事業の用に供するために買い取られる場合　当該土地等が土地区画整理法第２条第８項《定義》に規定する施行区域内の土地等であるか又は当該事業の施行される区域の面積が30ヘクタール以上（当該事業の施行が大都市地域住宅等供給促進法第４条第１項第２号の地区内で行われる場合にあっては15ヘクタール以上）であり、かつ、当該土地等が当該事業の施行者により当該事業の用に供されることが確実であると認められる旨を証する書類 Ｂ　左の㈡の事業の用に供するために買い取られる場合　当該土地等	当該事業の施行者 国土交通大臣（当該事業の施行者が市町村である場合及び市のみが設立した地方住宅供給公社である場合には、都道府県知事） 国土交通大臣（当該事業の施行者が市町	措置法34条２項１号 措置法規則17条１項１号	※１「地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体」とは、地方公共団体が財産を提供して設立した団体（当該地方公共団体とともに国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）で、都市計画その他市街地の整備の計画に従って宅地の造成を行うことを主たる目的とするものをいう。 ※２　上記※１の「地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体」は、事業施行者にはなり得ない。

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
	が大都市地域住宅等供給促進法第28条第３号《定義》に規定する施行区域内の土地等、都市再開発法第６条第１項《都市計画事業として施行する市街地再開発事業》に規定する施行区域内若しくは都市計画法第４条第１項《定義》に規定する都市計画（以下「都市計画」という。）に都市再開発法第２条の３第１項第２号に掲げる地区若しくは同条第２項に規定する地区《都市再開発方針》として定められた地区内の土地等又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第117条第３号に規定する施行区域内若しくは都市計画に同法第３条第１項第１号に規定する防災再開発促進地区として定められた地区内の土地等であり、かつ、当該土地等が当該事業の施行者により当該事業の用に供されることが確実であると認められる旨を証する書類	村である場合及び市のみが設立した地方住宅供給公社である場合には、都道府県知事）		
②　都市再開発法による第一種市街地再開発事業の都市計画法第56条第１項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該第一種市街地再開発事業を行う都市再開発法第11条第２項の認可を受けて設立された市街地再開発組合に買い取られる場合	㈠　都市計画法第55条第１項本文の規定により同法第53条第１項の許可をしなかった旨を証する書類 ㈡　都市計画法第56条第１項の規定により買い取った旨を証する書類	都道府県知事 当該土地の買取りをする者	措置法34条２項２号 措置法規則17条１項２号	

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
②の2　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の都市計画法第56条第１項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該防災街区整備事業を行う密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第136条第２項の認可を受けて設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合	同　　上	同　　上	措置法34条２項２号の２ 措置法規則17条１項２号	
③　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第11条第１項《土地の買入れ》の規定により買い取られる場合	左欄の規定により土地等を買い取ったものである旨を証する書類	府県知事（指定都市にあっては、その長）	措置法34条２項３号 措置法規則17条１項３号イ	
③の2　都市緑地法第17条第１項又は第３項《土地の買入れ》の規定により買い取られる場合	左欄の規定により地方公共団体又は緑地管理機構が土地等を買い取ったものである旨を証する書類	地方公共団体の長（※）	措置法34条２項３号 措置法規則17条１項３号ロ	※　緑地管理機構が買い取る場合は、都市緑地法第17条第２項の規定に基づき当該緑地管理機構を買入れの相手方として定めた地方公共団体の長をいう。
③の3　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第８条第１項《土地の買入》の規定により買い取られる場合	左欄の規定により土地等を買い取ったものである旨を証する書類	特定空港の設置者	措置法34条２項３号 措置法規則17条１項３号ハ	
③の4　航空法第49条第４項《物件の制限等》（同法第55条の２第２項《国土交通大臣の行う飛行場等の設置又は管理》において準用する場合を含む。）の規定により買い取られる場合	左欄の規定により土地等を買い取ったものである旨を証する書類	飛行場の設置者	措置法34条２項３号 措置法規則17条１項３号ニ	
③の5　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する	左欄の規定により土地等を買い取ったものである旨	当該土地等の所在する地域	措置法34条２項３号	

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
法律第５条第２項《移転の補償等》の規定により買い取られる場合	を証する書類	を管轄する防衛施設局長（当該土地等の所在する地域が名古屋防衛施設支局の管轄区域内である場合には、名古屋防衛施設支局長）	措置法規則17条１項３号ホ	
③の６　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第９条第２項《移転の補償等》の規定により買い取られる場合	左欄の規定により土地等を買い取ったものである旨を証する書類	特定飛行場の設置者	措置法34条２項３号 措置法規則17条１項３号へ	
④　文化財保護法第27条第１項《指定》の規定により重要文化財として指定された土地、同法第109条第１項《指定》の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地、自然公園法第13条第１項《特別地域》の規定により特別地域として指定された区域内の土地又は自然環境保全法第25条第１項《特別地区》の規定により特別地区として指定された区域内の土地が、国又は地方公共団体（地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体（※）を含む。）に買い取られる場合（当該重要文化財として指定された土地又は当該史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立文化財機構又は独立行政法人国立科学博物館に買い取られる場合を含むもの	当該土地を買い取ったものである旨を証する書類	当該土地の買い取りをする者	措置法34条２項４号 措置法規則17条１項４号	※　「地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体」とは、地方公共団体が財産を提供して設立した団体（当該地方公共団体とともに国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）で都市計画その他市街地の整備の計画に従って宅地の造成を行うことを主たる目的とするものをいう。

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
とし、措置法第33条第１項第２号の規定の適用がある場合を除く。)				
⑤　森林法により保安林として指定された区域内の土地又は保安施設地区内の土地が保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合	㈠　当該土地が森林法により保安林又は保安施設地区として指定された区域内の土地である旨を証する書類 ㈡　当該土地を森林法による保安施設事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類	農林水産大臣又は都道府県知事 当該土地の買い取りをする者	措置法34条２項５号 措置法規則17条１項５号	
⑥　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項《集団移転促進事業計画の策定等》の同意を得た同項に規定する集団移転促進事業計画に定められた同法第２条第１項《定義》に規定する移転促進区域内にある同法第３条第２項第６号に規定する農地等が当該集団移転促進事業計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合	当該農地等が移転促進区域内に所在すること及び当該農地等を集団移転促進事業計画に基づき買い取ったものである旨を証する書類	地方公共団体の長	措置法34条２項６号 措置法規則17条１項６号	